

人工呼吸器使用者非常用電源給付事業の実施について

市では、少子高齢化の深刻化や人口減少を迎える中で、共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく、その持続可能性を確保し、社会の変化に対応した施策を実施するため、障害者施策の見直し及び転換を図っています。その取組の一環として、在宅にて人工呼吸器を利用している方を対象とした人工呼吸器使用者非常用電源給付事業を実施します。

1 趣旨

災害時に在宅にて人工呼吸器を利用している方にとって、停電で医療機器が停止してしまうと生命に関わる問題となるため、対象者が非常時においても人工呼吸器を使用するための電源の確保に関する給付を実施し、災害時の備えの一助とするものです。

2 給付対象者

次の要件にいずれにも該当する方が給付対象者となります。

- (1) 本市に住民登録があり、在宅で生活していること。
- (2) 常時又は睡眠時継続して人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群によるCPAP使用は対象外）を使用していること。

3 申請受付期間

令和6年11月1日（金）から令和7年1月末まで

※令和6年度の実施期間については、申請状況により延長する場合があります。また、次年度以降の実施時期（予定）については、4月1日から翌年3月末までとなります。

4 給付の対象機器、給付上限額及び自己負担額

機器	給付上限額
正弦波インバーター発電機	120,000円
ポータブル電源（蓄電池）	80,000円
DC/ACインバーター（カーインバーター）	45,000円

世帯区分	自己負担額
生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯	給付上限額までは0円
市町村民税課税世帯	給付上限額内の購入に要する費用のうち1割

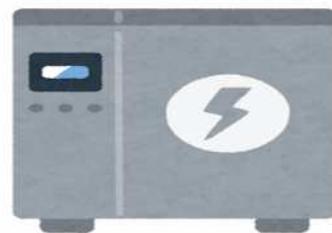
5 その他

事業の詳細については、別紙をご確認ください。

お問い合わせ
高齢・障害者福祉課
042-707-7055（直通）

令和6年11月から人工呼吸器利用者非常用電源給付事業を始めます！

在宅で人工呼吸器を利用している方へ、災害時の備えとして、
非常用電源装置確保の支援を行います。



給付対象者

次の条件のいずれにも該当する方

- (1) 相模原市に住所を有し、長期入院や施設入所をしておらず在宅で生活している
- (2) 常時または睡眠時に継続して人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群の方等の CPAP 使用は対象外）を使用している

給付基準額

種目	給付上限額
正弦波インバーター発電機	120,000円
ポータブル電源（蓄電池）	80,000円
DC/AC インバーター （カーインバーター）	45,000円

給付上限額と非常用電源の購入に要する費用のいずれか低い額が給付基準額となります。

※擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は給付の対象外となります。また、配送費用は対象です。

※非常用電源の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを
含む点検・整備費などの費用）については、給付の対象外となります。

自己負担額

- ・生活保護受給世帯及び市町村民税が非課税である世帯 給付上限額までは0円
- ・市町村民税が課税されている世帯（給付決定者が18歳以上の場合は本人及び配偶者とし、18歳未満の者である場合は本人が属する世帯） 給付上限額内の購入に要する費用のうち1割
- ・給付上限額を超える額は、課税状況に関わらず自己負担

（例）市民税課税世帯で150,000円の正弦波インバーター発電機を購入した場合

給付上限120,000円×0.9=108,000円を市が負担 残りの42,000円が自己負担

注意事項

●非常用電源装置の購入前に申請が必要です。

市の助成決定通知前に非常用電源装置を購入した場合は、助成対象外となります。

●医師による証明を得るための医療機関の受診費用^(注1)は自己負担となります。

（注1）受診料、検査料、文書料（医師意見書作成料）等

申請方法や注意点は裏面をご覧ください➡

お問い合わせ先：相模原市 高齢・障害者福祉課 障害福祉班
電話：042-707-7055 FAX：042-759-4395

申請方法や注意点

▽対象製品について

種目	機器要件	耐用年数
正弦波インバーター発電機	利用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	10 年
ポータブル電源（蓄電池）	利用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	5 年
DC/AC インバーター（カーインバーター）	利用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	5 年

▽申請受付期間について

令和 6 年 1 1 月から令和 7 年 1 月末まで（申請状況により延長する場合あり）
※次年度以降の実施時期（予定）については、4 月 1 日から翌年 3 月末まで

▽申請に必要な書類について

①、②、④については市ホームページ又は次の配布場所で取得してください。

配布場所：高齢・障害者福祉課、各高齢・障害者相談課、各福祉相談センター

①申請書（第 1 号様式）

②見積書（第 2 号様式）

購入を予定している非常用電源の販売店へ作成を依頼してください。

③購入予定の非常用電源の仕様が確認できるもの（カタログコピーなど）

④医師の意見書等（第 3 号様式）

主治医に作成を依頼してください。

※ただし、小児慢性特定疾病医療受給者証又は指定難病医療受給者証にて人工呼吸器使用の旨が確認できる場合は医療受給者証の写しを医師の意見書に代えることができます。

⑤市町村民税課税（非課税）証明書

※令和 6 年に市外から転入し、相模原市で税情報が確認できない方のみ、対象児者の同一世帯及び世帯員の市町村民税額が確認できるもの

（給付対象者が 1 8 歳以上の場合は本人及び配偶者の分のもの）



▽申請書類の提出先について

持参の場合：高齢・障害者福祉課（相模原市役所本庁舎 4 階）

郵送の場合：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所 高齢・障害者福祉課 障害福祉班

▽支払い、非常用電源の受取について

市役所から決定通知書が送付された後、販売店へ自己負担額を支払い、非常用電源を受け取ってください。

▽その他留意点について

申請できる非常用電源は 1 種目のみです。[▽対象製品について](#)の耐用年数欄に記載された年数を経過した後であれば、再度ご申請いただくことが可能です。